

様式第一（第二条第一項関係）

特定重要電子計算機届出書

年 月 日

殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 特別社会基盤事業者の概要

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 特別社会基盤事業者<br>の名称 | (フリガナ)      |
|                  |             |
| 連絡先              | 電話番号 E-mail |

2. 特定重要電子計算機に係る特定重要設備の区分並びに特定重要電子計算機の区分、製品名及び製造者名

| 番号 | 特定重要設備の<br>区分 | 特定重要電子計算<br>機の区分 | 特定重要電子計算<br>機の製品名 | 特定重要電子計算<br>機の製造者名 | 備考 |
|----|---------------|------------------|-------------------|--------------------|----|
|    |               |                  |                   |                    |    |
|    |               |                  |                   |                    |    |
|    |               |                  |                   |                    |    |
|    |               |                  |                   |                    |    |
|    |               |                  |                   |                    |    |
|    |               |                  |                   |                    |    |
|    |               |                  |                   |                    |    |
|    |               |                  |                   |                    |    |
|    |               |                  |                   |                    |    |
|    |               |                  |                   |                    |    |
|    |               |                  |                   |                    |    |

備考

|  |
|--|
|  |
|--|

記載要領

- 「2. 特定重要電子計算機に係る特定重要設備の区分並びに特定重要電子計算機の区分、製品名及び製造者名」の欄は、記載する特定重要電子計算機の数に応じて、行を適宜追加すること。
- 「2. 特定重要電子計算機に係る特定重要設備の区分並びに特定重要電子計算機の区分、製品名及び製造者名」の「特定重要設備の区分」の欄には、次に掲げる規定に規定する特定重要設備のうち、該当するもの（複数の特定重要設備に該当する場合は、当該複数の特定重要設備）を記載すること。
  - イ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第61号）第1条各号
  - ロ 内閣府・法務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・法務省令第2号）第1条
  - ハ 内閣府・法務省・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・法務省・財務省令第1号）第1条

- ニ 内閣府・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・財務省令第6号）第1条
  - ホ 内閣府・財務省・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・財務省・農林水産省令第2号）第1条
  - ヘ 内閣府・厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・厚生労働省令第6号）第1条
  - ト 内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・農林水産省令第4号）第1条
  - チ 総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年総務省令第64号）第1条各号
  - リ 経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年経済産業省令第41号）第1条各号
  - ヌ 国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年国土交通省令第62号）第1条各号
3. 「2. 特定重要電子計算機に係る特定重要設備の区分並びに特定重要電子計算機の区分、製品名及び製造者名」の「特定重要電子計算機の区分」の欄には、一号電子計算機又は第1条第1項各号及び第2項各号に規定する重要電子計算機のうち、該当するもの（複数の重要電子計算機に該当する場合は、当該複数の重要電子計算機）を記載すること。
4. クラウド・コンピューティング・サービスの使用に係る特定重要電子計算機にあつては、「2. 特定重要電子計算機に係る特定重要設備の区分並びに特定重要電子計算機の区分、製品名及び製造者名」の「特定重要電子計算機の製品名」の欄には、当該クラウド・コンピューティング・サービスの名称を記載するとともに、「特定重要電子計算機の製造者名」の欄には、当該クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業者名を記載すること。
5. 各特定重要電子計算機と他の特定重要電子計算機又は特定重要設備との関係を示す資料を添付すること。
6. 届出書用の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。